

**改正**

平成24年3月26日条例第37号

平成24年12月13日条例第31号

平成25年9月12日条例第13号

平成26年3月25日条例第13号

平成26年9月9日条例第23号

平成28年3月24日条例第25号

平成28年7月7日条例第48号

平成29年12月8日条例第31号

平成30年2月22日条例第2号

平成30年9月12日条例第36号

平成31年3月25日条例第5号

令和元年9月30日条例第17号

令和元年12月10日条例第26号

令和2年3月23日条例第12号

令和3年3月23日条例第13号

令和3年9月14日条例第30号

令和5年3月15日条例第6号

令和5年6月6日条例第18号

立川市自転車等駐車場条例

(設置)

**第1条** 道路その他の公共の場所における秩序の保持を図り、良好な生活環境を確保するため、立川市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(供用時間)

**第2条の2** 有料駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までの間で規則で定めるものとする。

(供用の休止)

**第2条の3** 市長は、駐車場の管理上又は公益上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができる。

2 指定管理者（第8条に規定する指定管理者をいう。以下次項において同じ。）は、前項の規定により市長が行う有料駐車場の全部又は一部の休止の決定を待ついとまがないと認めるときは、有料駐車場の全部又は一部を休止することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により有料駐車場の全部又は一部を休止したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（利用の範囲）

**第3条** 駐車場を利用することができるものは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（次の各号に掲げるものを除く。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車（以下「自転車等」という。）とする。

（1） 輪距（2以上の輪距を有する原動機付自転車にあつては、その輪距のうち最大のものをいう。以下同じ。）が500ミリメートルを超える3輪以上のもの

（2） 輪距が500ミリメートル以下で、車室を有する3輪以上のもの（3輪のものにあつては、側面が構造上解放されている車室を備えているものを除く。）

（駐車料金）

**第3条の2** 有料駐車場の利用については、別表第2に定める駐車料金を徴収する。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第2に定める定期駐車（以下「定期駐車」という。）の駐車料金をもって、自転車を駐車させることができる通用期間1月、3月及び6月の定期駐車券を発行することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、証紙及び電磁式カード（使用料の支払いのために使用することができるものとして電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項第1号に規定する証票等であつて未使用残高が当該方法により記録されるものをいう。）を発行することができる。

4 前項の規定により発行することができる証紙の額は、1枚100円とし、その証紙11枚つづりについて10枚に相当する額とする。

5 第3項の規定により発行することができる電磁式カードの額は、1枚1,000円とし、1,100円分の使用料の支払いに充てることのできるものとする。

6 使用し、若しくは使用したと認められる証紙又は著しく損傷した証紙並びに偽造された証紙及び電磁式カードは、無効とする。

- 7 証紙及び電磁式カード（以下この項において「証紙等」という。）は、返還して現金の還付を受けることができない。ただし、証紙等の種類、項目等を変更し、又は廃止したときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 8 駐車料金は、別表第2に定める一般駐車（以下「一般駐車」という。）にあつては次の各号に掲げる際、定期駐車にあつては定期駐車券発行の際徴収する。
- (1) 管理人を配置している有料駐車場 入車
  - (2) 全自動精算機を配置している有料駐車場 出車
- 9 市長は、第2項の規定により定期駐車券の発行を受けた者（以下「定期利用者」という。）が、当該定期駐車券の通用期間が満了する日の翌日以後引き続き定期駐車を利用するため、あらかじめ市長が指定する更新の期間（以下「更新期間」という。）内に、引き続き利用しようとする通用期間に係る定期駐車券の発行を求めるときは、当該通用期間に係る定期駐車券を発行することができる。
- 10 定期利用者が、定期駐車の利用期間を超えて駐車したときは、通用期間が満了した日の翌日から一般駐車があつたものとみなし、別表第2に定める駐車料金を支払わなければならない。この場合において、次の各号に掲げる駐車場の駐車料金は、当該各号に定める額とする。
- (1) 立川市西国立駅第一有料自転車駐車場 24時間までごとに80円
  - (2) 立川市立川駅南口第三有料自転車駐車場及び立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場 24時間までごとに100円
  - (3) 立川市立川駅南口第四有料自転車駐車場及び立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場 24時間までごとに120円
  - (4) 立川市立川駅南口西有料自転車駐車場 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
    - ア 1階及び2階 24時間までごとに120円
    - イ タワー 24時間までごとに100円
  - (5) 立川市曙陸橋東有料自転車等駐車場 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
    - イ 原動機付自転車 24時間までごとに140円
- 11 前項の規定にかかわらず、第9項の規定により定期駐車券が発行されたときは、この限りでない。

(駐車料金の減免)

**第3条の3** 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の不還付)

**第3条の4** 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車にあつては、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

**第4条** 市長は、駐車場の管理上又は公益上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を制限することができる。

(行為の禁止)

**第5条** 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設又は附属物を損傷すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発生する物品を持ち込むこと。
- (4) 営業行為をすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為をすること。

(放置自転車等の措置)

**第6条** 市長は、駐車場において次の各号のいずれかに該当する場合は、立川市自転車等放置防止条例(昭和59年立川市条例第9号)第7条から第9条の2までの規定による措置をとることができる。ただし、当該自転車等が明らかに使用できない状況にあると認められるときは、直ちに処分することができる。

- (1) 7日以上駐車している自転車等(定期駐車にあつては、定期駐車券の通用期間が満了していないもの及び更新期間内であるものを除く。)があるとき。
- (2) 別表第1に定める駐車場のうち規則で定める駐車場の一般駐車にあつては、72時間以上駐車している自転車があるとき。
- (3) あらかじめ市長が駐車できる自転車等として指定したものの以外のもので、立川市自転車等放置防止条例第1条に規定する自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車が駐車しているとき。
- (4) あらかじめ市長が指定した利用できる時間、場所又は駐車方法以外の時間、場所又は駐車方法により自転車等が駐車しているとき。

2 市長は、有料駐車場において定期駐車できるものとして指定した場所に、現に通用する定期駐車券が発行されていない自転車等(更新期間内であるものを除く。)が駐車している場合は、前

項の規定による措置をとることができる。

(損害賠償)

**第7条** 利用者は、駐車場の施設又は附属物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第8条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に有料駐車場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第8条の2** 前条の規定により指定管理者に有料駐車場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有料駐車場の運営及び駐車料金の収納に関する業務
- (2) 有料駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 有料駐車場の安全及び防犯の確保に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 前項の場合における第3条の2第2項及び第9項、第3条の3、第3条の4並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

**第8条の3** 指定管理者は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に有料駐車場の管理を行わなければならない。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月20日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月24日条例第15号）

この条例は、平成7年5月1日から施行する。

**附 則**（平成7年6月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2第3項、第3条の3及び第5条の改正規定は、平成7年7月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第1の次に1表を加える改正規定及び別表第2の改正規定中立川市立川駅北口第二有料自転車駐車場に関する部分は、規則で定める日から施行する。（平成8年規則第30号で平成8年6月20日から施行）

**附 則**（平成9年3月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の3第2号の改正規定中立川市立川駅北口第三有料自転車駐車場に関する部分、別表第1の改正規定、別表第1の2の改正規定及び別表第2の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成9年規則第45号で別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定については、平成9年6月30日、第3条の3第2号の改正規定中立川市立川駅北口第三有料自転車駐車場に関する部分及び別表第1の2の改正規定については、平成9年7月1日から施行）

**附 則**（平成9年12月15日条例第31号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、施行日以後に利用するものから適用する。
- 3 この条例施行の際現に発行している定期駐車券の駐車料金に係るこの条例の施行日以後の通用期間に相当する駐車料金については、新条例別表第2の規定を適用する。

**附 則**（平成11年6月17日条例第30号）

この条例は、平成11年8月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月10日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月15日条例第60号）

この条例は、平成13年1月4日から施行する。

**附 則**（平成13年3月30日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年9月14日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年 9 月18日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年 3 月28日条例第 9 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成15年規則第53号で平成15年 9 月 1 日から施行）

**附 則**（平成16年 3 月29日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 「立川市西武立川駅自転車駐車場」の項を削る改正規定並びに別表第 2 の表「立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場」の項及び「立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場」の項に「原動機付自転車一般駐車」の項を加える改正規定は、平成16年 4 月 1 日から施行する。（平成16年規則第44号で平成16年 7 月 1 日から施行）

**附 則**（平成17年 3 月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の 2 第 3 項を同条第 6 項とし、同条第 2 項の次に 3 項を加える改正規定及び別表第 1 「立川市玉川上水駅第三自転車駐車場」の項を削る改正規定は平成17年 4 月 1 日から、第 3 条の 3 第 1 号の改正規定中「立川市立川駅西地下道有料自転車駐車場」及び「立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場」に関する部分、別表第 1 の改正規定（「立川市玉川上水駅第三自転車駐車場」の項を削る改正規定を除く。）、別表第 1 の 2 の改正規定並びに別表第 2 の表の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成17年10月11日条例第38号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成22年 3 月24日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の表の改正規定中「立川市立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場」に関する部分は、平成22年 7 月 1 日から、その他別表第 1 及び別表第 2 の表の改正規定は、同年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成22年 9 月15日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年12月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の表の改正規定中「立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場」に関する部分は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月26日条例第37号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、平成24年

10月1日から施行する。

- 2 平成24年5月1日から同年9月30日までの間における立川市立川駅北口第二有料自転車等駐車場の駐車料金は、この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例別表第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額に読み替えるものとする。

**附則別表（附則第2項関係）**

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
立川市立川駅北口第二有料自転車等駐車場	1階	自転車	学生 1,750円
		定期駐車	その他 2,250円
	2階	自転車	学生 1,250円
		定期駐車	その他 1,750円
	屋階	自転車	学生 500円
		定期駐車	その他 500円
	一般駐車	自転車	100円
		原動機付自転車	1台につき1月 2,750円

**附 則（平成24年12月13日条例第31号）**

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 平成25年2月1日から同年3月31日までの間における立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場の駐車料金は、この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例別表第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額に読み替えるものとする。

**附則別表（附則第2項関係）**

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場	一般駐車（学生）	1台につき1日1回	100円
	一般駐車（その他）	1台につき1回10時間以内	100円
		1台につき1回10時間を超え10	100円



		時間までごと	
	定期駐車	1台につき1月	市内 1,850円

**附 則**（平成25年9月12日条例第13号）

この条例は、平成25年9月20日から施行する。

**附 則**（平成26年3月25日条例第13号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1及び別表第2の改正規定 平成26年7月1日
- (2) 第3条の改正規定及び同条に2号を加える改正規定 平成26年10月1日

**附 則**（平成26年9月9日条例第23号）

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、第3条の2、第3条の3及び別表第2の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例第3条の2第2項及び第9項の規定にかかわらず、平成26年11月1日から平成27年3月31日までの期間は、自転車を駐車させることができる通用期間1月の定期駐車券（以下「1月定期駐車券」という。）に限り発行することができるものとする。この場合において、1月定期駐車券の駐車料金は、同条例別表第2中「1台につき6月」の駐車料金を6で除して得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

**附 則**（平成28年3月24日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例第3条の2第2項及び第9項の規定にかかわらず、立川市立川駅北口臨時有料自転車駐車場においては、平成28年4月1日から同年9月30日までの期間は、自転車を駐車させることができる通用期間1月の定期駐車券（以下「1月定期駐車券」という。）に限り発行することができるものとする。この場合において、1月定期駐車券の駐車料金は、同条例別表第2中「1台につき6月」の駐車料金を6で除して得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

**附 則**（平成28年7月7日条例第48号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**（平成29年12月8日条例第31号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第2の改正規定中「立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場」に関する部分 平成30年4月1日

（2）別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定（前号に掲げる部分を除く。） 平成30年7月1日

2 この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例第3条の2第2項及び第9項の規定にかかわらず、立川市立川駅南口第二有料自転車等駐車場においては、平成30年1月1日から同年6月30日までの期間は、自転車を駐車させることができる通用期間1月の定期駐車券（以下「1月定期駐車券」という。）に限り発行することができるものとする。この場合において、1月定期駐車券の駐車料金は、同条例別表第2中「1台につき6月」の駐車料金を6で除して得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

**附 則**（平成30年2月22日条例第2号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年規則第36号で平成30年6月25日から施行）

**附 則**（平成30年9月12日条例第36号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月25日条例第5号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和元年規則第2号で別表第1及び別表第2の立川市立川駅南口第二臨時有料自転車駐車場の項の改正規定は、令和元年6月1日、令和元年規則第10号で別表第1及び別表第2の立川市立川駅南口第二臨時有料自転車駐車場の項の改正規定を除く部分は、令和元年9月1日から施行）

**附 則**（令和元年9月30日条例第17号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和2年規則第2号で令和2年4月1日から施行）

**附 則**（令和元年12月10日条例第26号）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の立川市自転車等駐車場条例別表第2の規定は、施行日以後に利用するものから適用する。

**附 則**（令和2年3月23日条例第12号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和2年規則第54号で令和2年10月1日から施行）

附 則（令和 3 年 3 月 23 日 条例第 13 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和 3 年 規則第 53 号で令和 4 年 2 月 1 日から施行）

附 則（令和 3 年 9 月 14 日 条例第 30 号）

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日 条例第 6 号）

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例（以下「旧条例」という。）第 3 条の 2 第 2 項及び第 9 項の規定にかかわらず、立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場においては、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める通用期間の定期駐車券に限り発行することができる。
  - (1) 令和 5 年 3 月 16 日から同年 4 月 30 日まで 1 月及び 3 月
  - (2) 令和 5 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで 1 月
- 3 前項の規定による定期駐車券の駐車料金は、旧条例別表第 2 の規定にかかわらず、附則別表に定める額に読み替えるものとする。

附則別表（附則第 3 項関係）

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金		
立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場	自転車 定期駐車	1 台につき	市内	学生	1,100円
				その他	1,860円
		1 月	市外	学生	1,260円
				その他	2,200円
		1 台につき	市内	学生	3,300円
				その他	5,580円
	3 月	市外	学生	3,780円	
			その他	6,600円	
	原動機付自転車 定期駐車	1 台につき	市内	学生	2,200円
				その他	3,730円
		1 月	市外	学生	2,630円
				その他	4,410円
1 台につき		市内	学生	6,600円	

		3月		その他	11,190円
			市外	学生	7,890円
				その他	13,230円

**附 則**（令和5年6月6日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の2第10項第3号の次に2号を加える改正規定中第5号に係る部分（次号に掲げる部分を除く。）、別表第1及び別表第2（次号に掲げる部分を除く。）の改正規定 令和5年7月1日
- (2) 第3条の2第10項第3号の次に2号を加える改正規定中第5号アに係る部分及び別表第2の改正規定中「自転車定期駐車」に係る部分 規則で定める日

**別表第1**（第2条関係）

名称	位置
立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場	立川市錦町2丁目1番4号
立川市コトリンク有料自転車等駐車場	立川市柴崎町3丁目9番2号
立川市立川駅南口第三有料自転車駐車場	立川市柴崎町2丁目5番1号
立川市立川駅南口第四有料自転車駐車場	立川市柴崎町3丁目5番27号
立川市立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	立川市錦町1丁目3番19号
立川市立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	立川市柴崎町2丁目3番20号
立川市立川駅南口西有料自転車駐車場	立川市柴崎町2丁目1番5号
立川市立川駅西地下道有料自転車駐車場	立川市曙町1丁目1番33号
立川市柴崎体育館駅臨時自転車等駐車場	立川市柴崎町6丁目13番3号先
立川市柴崎体育館駅下自転車仮置場	立川市柴崎町6丁目13番2号先
立川市立川駅北口第一有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目36番2号
立川市曙陸橋東有料自転車等駐車場	立川市曙町3丁目2番12号先
立川市立川北駅下有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目5番1号先
立川市立川北駅西臨時有料自転車駐車場	立川市曙町1丁目32番1号先
立川市あけぼの口南臨時有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目42番11号
立川市立川駅北口西地区有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目2番27号

立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場	立川市曙町 1 丁目 30 番 20 号
立川市高松駅自転車駐車場	立川市高松町 1 丁目 22 番 20 号
立川市高松駅下自転車仮置場	立川市緑町 100 番地
立川市泉体育館駅自転車駐車場	立川市幸町 1 丁目 21 番地の 13
立川市泉体育館駅臨時自転車駐車場	立川市泉町 786 番地の 11
立川市砂川七番駅北自転車駐車場	立川市柏町 3 丁目 2 番地の 49
立川市砂川七番駅西自転車駐車場	立川市柏町 3 丁目 1 番地の 4
立川市玉川上水駅第一自転車駐車場	立川市幸町 6 丁目 4 番地の 9
立川市玉川上水駅第二自転車駐車場	立川市幸町 6 丁目 3 番地先
立川市玉川上水駅第四自転車駐車場	立川市柏町 4 丁目 4 番地の 18
立川市玉川上水駅第五自転車駐車場	立川市柏町 4 丁目 54 番地の 11
立川市玉川上水駅臨時自転車駐車場	立川市幸町 6 丁目 1 番地先
立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場	立川市上砂町 4 丁目 52 番地の 1
立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場	立川市上砂町 4 丁目 50 番地の 1
立川市西立川駅有料自転車駐車場	立川市富士見町 1 丁目 36 番 10 号
立川市西国立駅第一有料自転車駐車場	立川市羽衣町 3 丁目 1 番 25 号
立川市西国立駅第二有料自転車等駐車場	立川市錦町 1 丁目 24 番 20 号先
立川市西国立駅第三有料自転車駐車場	立川市羽衣町 1 丁目 25 番 23 号
立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場	立川市西砂町 1 丁目 23 番地の 8
立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場	立川市西砂町 1 丁目 45 番地の 9
立川市西武立川駅北口臨時有料路上自転車駐車場	立川市西砂町 1 丁目 23 番地先

別表第 2 (第 3 条の 2 関係)

施設区分		駐車区分	単位	駐車料金		
立川市立川 駅南口立体 有料自転車 駐車場	1 階	定期駐車	1 台につき	市内	学生	1,300円
					その他	2,200円
			1 月	市外	学生	1,500円
					その他	2,600円
			1 台につき	市内	学生	3,500円
					その他	5,900円
3 月						

			1台につき 6月	市外	学生	4,000円
					その他	7,000円
				市内	学生	6,600円
					その他	11,200円
				市外	学生	7,600円
					その他	13,200円
	2階	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,200円
					その他	2,000円
			市外	学生	1,400円	
				その他	2,400円	
			1台につき 3月	市内	学生	3,200円
					その他	5,400円
		市外	学生	3,700円		
			その他	6,400円		
		1台につき 6月	市内	学生	6,100円	
				その他	10,200円	
		市外	学生	7,100円		
			その他	12,200円		
屋階	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	600円	
				その他	1,000円	
		市外	学生	700円		
			その他	1,200円		
		1台につき 3月	市内	学生	1,600円	
				その他	2,700円	
	市外	学生	1,800円			
		その他	3,200円			
	1台につき 6月	市内	学生	3,000円		
			その他	5,100円		
	市外	学生	3,500円			

				その他	6,100円
		一般駐車	1台につき 1回3時間 以内		無料
			1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで		50円
			1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで		130円
			1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと		130円
立川市コトリンク有料自転車等駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内			無料
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで			50円
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで			120円
		1台につき 1回24時間			120円

		を 超え24時 間までごと			
	原動機付自転車 一般駐車	1台につき 1回24時間 までごと		240円	
立川市立川駅南口第三有料 自転車駐車場	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,000円
				その他	1,700円
		1台につき 1月	市外	学生	1,200円
				その他	2,000円
		1台につき 3月	市内	学生	2,700円
				その他	4,500円
		1台につき 3月	市外	学生	3,200円
				その他	5,400円
		1台につき 6月	市内	学生	5,100円
				その他	8,600円
		1台につき 6月	市外	学生	6,100円
				その他	10,200円
立川市立川駅南口第四有料 自転車駐車場	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,200円
				その他	2,000円
		1台につき 1月	市外	学生	1,400円
				その他	2,400円
		1台につき 3月	市内	学生	3,200円
				その他	5,400円
		1台につき 3月	市外	学生	3,700円
				その他	6,400円
		1台につき 6月	市内	学生	6,100円
				その他	10,200円
		1台につき 6月	市外	学生	7,100円
				その他	12,200円



立川市立川駅南口第一タワー 有料自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内	無料		
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	50円		
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで	100円		
		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	100円		
	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,000円
				その他	1,700円
		1台につき 3月	市外	学生	1,200円
				その他	2,000円
		1台につき 6月	市内	学生	2,700円
				その他	4,500円
1台につき 6月		市外	学生	3,200円	
			その他	5,400円	
1台につき 6月	市内	学生	5,100円		
		その他	8,600円		
1台につき 6月	市外	学生	6,100円		
		その他	10,200円		
立川市立川駅南口第二タワー 有料自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間	無料		

			以内				
			1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	50円			
			1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで	100円			
		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	100円				
		定期駐車		1台につき 1月	市内	学生	1,000円
						その他	1,700円
					市外	学生	1,200円
						その他	2,000円
				1台につき 3月	市内	学生	2,700円
						その他	4,500円
	市外			学生	3,200円		
				その他	5,400円		
1台につき 6月	市内			学生	5,100円		
				その他	8,600円		
	市外			学生	6,100円		
				その他	10,200円		
立川市立川 駅南口西有 料自転車駐 車場	1階及び2階	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,200円	
					その他	2,000円	
				市外	学生	1,400円	
					その他	2,400円	

			1台につき 3月	市内	学生	3,200円
					その他	5,400円
			1台につき 6月	市内	学生	6,100円
					その他	10,200円
			1台につき 3月	市外	学生	3,700円
					その他	6,400円
	1台につき 6月	市外	学生	7,100円		
			その他	12,200円		
	タワー	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,000円
					その他	1,700円
			1台につき 3月	市内	学生	2,700円
					その他	4,500円
1台につき 6月			市内	学生	5,100円	
				その他	8,600円	
1台につき 1月		市外	学生	1,200円		
			その他	2,000円		
1台につき 3月		市外	学生	3,200円		
			その他	5,400円		
1台につき 6月		市外	学生	6,100円		
			その他	10,200円		
立川市立川駅西地下道有料 自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内	無料			
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	50円			
		1台につき 1回5時間	80円			

		を超え24時間まで			
		1台につき 1回24時間 を超え24時間までごと	80円		
	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	700円
				その他	1,300円
		1台につき 3月	市外	学生	900円
				その他	1,500円
		1台につき 6月	市内	学生	1,800円
				その他	3,500円
		1台につき 6月	市外	学生	2,400円
				その他	4,000円
		1台につき 6月	市内	学生	3,500円
				その他	6,600円
1台につき 6月	市外	学生	4,500円		
		その他	7,600円		
立川市立川駅北口第一有料 自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内	無料		
		1台につき 1回3時間 を超え5時間 まで	50円		
		1台につき 1回5時間 を超え24時間 まで	70円		

		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと			70円	
	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	600円	
				その他	1,100円	
		1台につき 1月	市外	学生	700円	
				その他	1,300円	
		1台につき 3月	市内	学生	1,600円	
				その他	2,900円	
			市外	学生	1,800円	
				その他	3,500円	
		1台につき 6月	市内	学生	3,000円	
				その他	5,600円	
			市外	学生	3,500円	
				その他	6,600円	
立川市曙陸橋東有料自転車 等駐車場	原動機付自転 車 定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,300円	
				その他	2,300円	
			1台につき 1月	市外	学生	1,600円
					その他	2,700円
			1台につき 3月	市内	学生	3,500円
					その他	6,200円
				市外	学生	4,300円
					その他	7,200円
			1台につき 6月	市内	学生	6,600円
					その他	11,700円
				市外	学生	8,100円
					その他	13,700円
立川市立川北駅下有料自転	一般駐車	1台につき			無料	

車駐車場		1回3時間以内	
		1台につき 1回3時間を超え5時間まで	50円
		1台につき 1回5時間を超え4時間までごと	100円
立川市立川北駅西臨時有料 自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間以内	無料
		1台につき 1回3時間を超え5時間まで	50円
		1台につき 1回5時間を超え4時間までごと	100円
立川市あけぼの口南臨時有 料自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間以内	無料
		1台につき 1回3時間を超え5時間まで	50円
		1台につき	70円

		1回5時間 を超え24時 間まで			
		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	70円		
	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	600円
				その他	1,100円
		1台につき 3月	市外	学生	700円
				その他	1,300円
		1台につき 6月	市内	学生	1,600円
				その他	2,900円
		1台につき 6月	市外	学生	1,800円
				その他	3,500円
1台につき 6月		市内	学生	3,000円	
			その他	5,600円	
1台につき 6月	市外	学生	3,500円		
		その他	6,600円		
立川市立川駅北口西地区有 料自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内	無料		
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	50円		
		1台につき 1回5時間 を超え4時	100円		

		間までごと			
立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,200円
				その他	2,000円
		1台につき 3月	市内	学生	3,200円
				その他	5,400円
		1台につき 6月	市内	学生	6,100円
				その他	10,200円
		1台につき 1回3時間 以内	市内	学生	1,400円
				その他	2,400円
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	市内	学生	3,700円
				その他	6,400円
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで	市内	学生	7,100円
				その他	12,200円
1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	市内	学生	3,200円		
		その他	5,400円		
1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	市内	学生	6,100円		
		その他	10,200円		
1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	市内	学生	7,100円		
		その他	12,200円		
立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場	自転車 一般駐車	1台につき 1回3時間 以内	無料		
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	50円		
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで	100円		
	1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	100円			
	原動機付自転	1台につき	200円		



	車 一般駐車	1回24時間 までごと			
	自転車 定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,000円
				その他	1,700円
			市外	学生	1,200円
				その他	2,000円
		1台につき 3月	市内	学生	2,700円
				その他	4,500円
			市外	学生	3,200円
				その他	5,400円
		1台につき 6月	市内	学生	5,100円
				その他	8,600円
			市外	学生	6,100円
				その他	10,200円
	原動機付自転 車 定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	2,000円
				その他	3,400円
			市外	学生	2,400円
その他				4,000円	
1台につき 3月		市内	学生	5,400円	
			その他	9,100円	
		市外	学生	6,400円	
			その他	10,800円	
1台につき 6月	市内	学生	10,200円		
		その他	17,300円		
	市外	学生	12,200円		
		その他	20,400円		
立川市武蔵砂川駅第二有料 自転車等駐車場	自転車 一般駐車	1台につき 1回3時間 以内		無料	

		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで		50円	
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで		80円	
		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと		80円	
	原動機付自転 車 一般駐車	1台につき 1回24時間 までごと		160円	
	自転車 定期駐車	1台につき 1月	市内	学生 700円 その他 1,300円	
			市外	学生 900円 その他 1,500円	
		1台につき 3月	市内	学生 1,800円 その他 3,500円	
			市外	学生 2,400円 その他 4,000円	
		1台につき 6月	市内	学生 3,500円 その他 6,600円	
			市外	学生 4,500円 その他 7,600円	
		原動機付自転 車	1台につき 1月	市内	学生 1,600円 その他 2,700円

	定期駐車	1台につき 3月	市外	学生	1,900円		
				その他	3,200円		
			市内	学生	4,300円		
				その他	7,200円		
			市外	学生	5,100円		
				その他	8,600円		
		1台につき 6月	市内	学生	8,100円		
				その他	13,700円		
			市外	学生	9,600円		
				その他	16,300円		
			立川市西立川駅有料自転車 駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内	無料	
					1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで	50円	
1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで	100円						
1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	100円						
定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,000円			
			その他	1,800円			
		市外	学生	1,200円			
			その他	2,100円			

		1台につき 3月	市内	学生	2,700円		
				その他	4,800円		
					市外	学生	3,200円
						その他	5,600円
		1台につき 6月	市内	学生	5,100円		
				その他	9,100円		
			市外	学生	6,100円		
				その他	10,700円		
立川市西国立駅第一有料自 転車駐車場	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	700円		
				その他	1,300円		
					市外	学生	900円
						その他	1,500円
		1台につき 3月	市内	学生	1,800円		
				その他	3,500円		
			市外	学生	2,400円		
				その他	4,000円		
1台につき 6月	市内	学生	3,500円				
		その他	6,600円				
			市外	学生	4,500円		
				その他	7,600円		
立川市西国立駅第二有料自 転車等駐車場	自転車 一般駐車	1台につき 1回3時間 以内			無料		
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで			50円		
		1台につき 1回5時間			80円		

		を 超え24時 間まで			
		1台につき 1回24時間 を 超え24時 間までごと		80円	
	原動機付自転車 一般駐車	1台につき 1回24時間 までごと		160円	
	自転車 定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	700円
				その他	1,300円
			市外	学生	900円
				その他	1,500円
		1台につき 3月	市内	学生	1,800円
				その他	3,500円
			市外	学生	2,400円
				その他	4,000円
		1台につき 6月	市内	学生	3,500円
				その他	6,600円
			市外	学生	4,500円
				その他	7,600円
	原動機付自転車 定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,600円
				その他	2,700円
			市外	学生	1,900円
				その他	3,200円
		1台につき 3月	市内	学生	4,300円
				その他	7,200円
			市外	学生	5,100円
				その他	8,600円

		1台につき 6月	市内	学生 8,100円 その他 13,700円
			市外	学生 9,600円 その他 16,300円
立川市西国立駅第三有料自 転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内		無料
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで		50円
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで		100円
		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと		100円
	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生 1,000円 その他 1,700円
			市外	学生 1,200円 その他 2,000円
		1台につき 3月	市内	学生 2,700円 その他 4,500円
			市外	学生 3,200円 その他 5,400円
		1台につき 6月	市内	学生 5,100円 その他 8,600円

			市外	学生	6,100円
				その他	10,200円
立川市西武立川駅北口有料 自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内			無料
		1台につき 1回3時間 を超え5時 間まで			50円
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで			100円
		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと			100円
立川市西武立川駅北口第二 有料自転車駐車場	定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,000円
				その他	1,700円
		1台につき 3月	市内	学生	2,700円
				その他	4,500円
		1台につき 6月	市内	学生	5,100円
				その他	8,600円
立川市西武立川駅北口臨時 有料路上自転車駐車場	一般駐車	1台につき 1回3時間 以内			無料
		1台につき 1回3時間 を超え5時			50円

		間まで	
		1台につき 1回5時間 を超え24時 間まで	100円
		1台につき 1回24時間 を超え24時 間までごと	100円

備考

- (1) 駐車料金に係る市内とは、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場、立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場及び立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場にあっては、武蔵村山市内に在住している者を含む。）とし、市外とは、これ以外の者とする。
- (2) 駐車料金に係る学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に通学している者とする。